

柔道整復師等(整骨院・接骨院)の施術を受けられる方へ

国民健康保険が適用できるのは「急性のけが」です。医師の同意が必要な場合もありますので、施術を受けるときは、負傷原因を正確に伝え、保険が適用できるか正しく理解した上で施術を受けましょう。

○保険が適用できるとき	×保険が適用できないとき
・外傷性のねんざ、打撲 (スポーツでのねんざ等) ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術 (応急手当後の施術には医師の同意が必要)	・日常生活からくる肩こり、腰痛等 ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩ヘルニア等)による凝りや痛み ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・症状の改善が見られない長期施術 ・工作中や通勤途中に起きた負傷 (労災保険からの給付)

●施術を受ける時の注意点

- ・負傷原因は、いつ・どこで・何をして・どんな症状かを正確に伝えてください。
- ・病院での治療と重複はできません。(同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担)
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
- ・保険を適用する施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、負傷原因、負傷名、日数、金額等をよく確認して自分で署名または捺印してください。
- ・領収書は、金額等の確認や医療費控除を受ける際にも必要となるため、必ず受け取り、大切に保管してください。

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者(他人)行為によって傷病等を受けた場合でも、健康保険を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。健康保険を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。健康保険で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届出を提出して下さい。届出書は、役場町民課にあります。

▶事故に遭ったら

- ①すぐに警察へ届けてください。
(けが等があったら人身事故として処理をしてもらってください)
- ②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけではなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると健康保険が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

▶次の場合は健康保険が使いません

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

届け出を忘れずにね!

▶問合せ
町民課国保年金係
☎2113

